

本書は募集要項公表時の案であり、実際の協定書の内容は変更される可能性があります。

## 平塚市公立保育園民営化に係る民間保育所整備運営事業 基本協定書（案）

平塚市（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、平塚市公立保育園民営化に係る民間保育所整備運営事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり、平塚市公立保育園民営化に係る民間保育所整備運営事業基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し、事業計画協議書（以下「協議書」という。）及び事業対象地に係る市有財産賃貸借契約（以下「本件借地権設定契約」という。）（以下協議書及び本件借地権設定契約を併せて「本件契約等」という。）を、甲と乙とが締結することに向け、甲及び乙の義務を定めるとともに、その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続に係る甲と乙との間の合意事項を確認することを目的とする。

なお、本基本協定の規定と、本件契約等の規定に相違がある場合、本件契約等の規定が優先して適用されるものとする。

### （定義）

第2条 本基本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、特に明示のない限り、次の各号に掲げる用語以外で本基本協定において用いる用語の定義は、本事業に係る募集要項に定めるとおりとする。

#### （1）募集要項

甲が、本事業に関して令和7年7月17日に公表した募集要項及び別紙1：物件調書をいう。

#### （2）事業提案書

乙が、本事業に関して甲に提出した事業提案書をいう。

#### （3）事業計画協議書

本基本協定に基づき、甲と乙との間で事業実施に向けた協議を行い、事業実施にあたって合意した基本的事項（賃借料、賃借期間、事業実施スケジュール、既存施設の解体撤去、本事業の用に供する建物の建設、事業運営計画等）を整理したものをいう。

#### （4）事業対象地

本事業の募集要項に記載の事業対象地・貸付対象地をいう。

### （当事者の義務）

第3条 甲及び乙は、本基本協定締結後、募集要項及び事業提案書に基づき、協議書を締結するために誠実に協議を行う。なお、乙は協議書締結に向け、必要な書類を甲へ提出し、その内容について協議のもと承諾を得るものとする。

2 甲及び乙は、本基本協定締結後、本件借地権設定契約に関する覚書を締結するために誠実に協議を行う。

3 乙は、本事業の遂行、本件契約等の締結のための協議において、募集要項、質疑回答及び事業計画書の内容を順守するものとする。

(事業の実施)

第4条 乙は、協議書及び本基本協定（以下協議書及び本基本協定を併せて「協議書等」という。）に基づき、事業対象地において既存施設の解体を行う。

2 甲は、事業対象地に普通借地権を設定し、当該地を乙に貸し付ける。

3 乙は、協議書等に基づき、提案施設の設計・建設・工事監理業務を行うとともに、事業対象地における施設の管理・運営を行う。

4 乙は、協議書等に定める事業内容を実施しなければならない。

5 乙は、適宜又は甲が求める場合、本事業の実施の状況に関し、甲に報告するものとする。

(準備行為)

第5条 乙は、本件契約等の締結前にも、自己の費用と責任において本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で、乙に協力するものとする。

(本件契約等の解除等)

第6条 甲、乙のいずれか一方が本基本協定に違反し、その是正に応じなかった場合、その相手方はいずれも本件契約等を解除することができ、本基本協定に違反した者がその相手方に損害を与えたときは、直ちに合理的な範囲において賠償を請求することができるものとする。ただし、本基本協定締結以前に行った行為に係る費用及び逸失利益は除くものとする。

(有効期間)

第7条 本基本協定の有効期間は、本基本協定が締結された日を始期とし、本件契約等が終了した日を終期とする期間とする。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 甲の事前の承諾がある場合を除き、乙は、本基本協定の契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供、その他の方法により処分できないものとする。

(秘密保持義務)

第9条 甲及び乙は、本事業に関連して相手方から受領した秘密情報を責任をもって管理し、本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、甲又は乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 甲及び乙が、本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことによって、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 開示の相手が弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等、法令上守秘義務を負担する者である場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 甲が本事業の業務を第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

4 本条の規定は、本契約が終了した後においても同様とする。

(準拠法・言語)

第10条 本契約については日本国の法令を準拠するものとし、この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は日本語とする。

(管轄裁判所)

第11条 本契約に関して生じた当事者間の紛争について、横浜地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、または本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、必要に応じて甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲 平塚市  
平塚市●●町●●一●  
平塚市長 ●● ●●

乙 ●●  
平塚市●● ●●一●  
●●長 ●● ●●